

山柔協第30-317号
平成30(2018)年5月7日

各市柔道協会等団体の長 様
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会
会 長 吉 岡 剛
(会長印を省略しています。)

第49回山口県柔道光市大会の開催について（通知）

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これまで光市招待山口県地域別柔道大会として開催していましたが、今回から標記大会として添付の開催要項により開催しますので周知等について、よろしく申し上げます。
(申し込み期限は5月23日です。)

第 49 回山口県柔道光市大会開催要項

- 1 目的 地域柔道の普及発展と関係者の交流を図り、競技力の向上と健康及び体力の保持増進に資する。
- 2 日時 平成 30 年 6 月 17 日(日) 午前 10 時開会式
(選手受付 午前 9 時 20 分から 9 時 45 分まで 審判監督会議 午前 9 時 45 分から)
- 3 場所 光市スポーツ館 光市光井 9-18-4 電話 0833-72-4850
- 4 主催 一般社団法人山口県柔道協会・光柔道協会
- 5 後援 光市・光市体育協会
- 6 競技種別及び参加基準
 - (1) 競技種別は、団体戦で、男子は 5 名の選手(監督 1 名、補員 2 名以内)、女子は 3 名の選手選手(監督 1 名、補員 1 名以内)によるチーム編成とする。(選手は、男子は 3 名以上、女子は 2 名以上が出場しなければならない。)
 - (2) 選手は一般社団法人山口県柔道協会に所属し、(公財)全日本柔道連盟に登録していること。(高校生以下の参加は認めない。)
 - (3) メンバーの変更は原則として認めない。補員は追加できるが、交代した選手はその後の試合に出場できない。
 - (4) 選手の配列は自由で制限はない。
 - (5) 柔道着は国際柔道連盟試合審判規定に準じたものとする。
- 7 試合方法及び判定基準等
 - (1) 試合方法は原則としてトーナメント戦とする。参加チーム数により、リーグ戦にすることがある。
 - (2) 国際柔道連盟試合審判規定(最新)、「国際柔道連盟試合審判規定の団体戦への全柔連導入について」(平成 30 年 2 月 3 日 全柔連)及び本大会申合わせ事項による。
 - (3) 試合時間は 4 分とする。
 - (4) 勝敗決定の方法は、次のとおりとする。
 - ア 各々の対戦の勝敗の決定方法
勝敗の決定基準は「一本」「技あり」「僅差」※の 3 種類とし、それに満たない場合は「引き分け」とする。
※「僅差」とは、双方の選手間に技による評価(技あり)がない、又は同等の場合、「指導」差が 2 あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。1 差であれば「引き分け」とする。以下同じ。

イ 団体戦の勝敗の決定方法

- (ア) 勝ち数の多いチームを勝ちとする。
- (イ) 勝ち数が同じときは内容（「一本」「技あり」「僅差」の勝ち数）による。
- (ウ) 内容も同じときは代表戦を 1 回行い、必ず優劣を決する。代表戦に出場する選手は、「引き分け」の中から抽選で 1 組を選び、時間無制限によるゴールデンスコア方式によって勝敗を決する。（先に「技あり」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「反則負け」を与えられた選手が負けとなる。）
- (エ) 上記により勝敗が決定できないときは、審判長が実行委員長と協議のうえ勝敗の決定方法を決定する。

(5) 1 位、2 位、3 位に賞状を授与する。

8 参加資格

選手は、一般社団法人山口県柔道協会に所属し公益財団法人全日本柔道連盟に登録していること。

9 参加申込

(1) 申込先及び照会先

〒753-0871 山口市朝田字引地 581-2 一般社団法人山口県柔道協会

(申し込みはEmail でお願ひします yik@c-able.ne.jp)

TEL 083-924-9510 FAX 083-924-9510

(2) 申込締切 5月23日(水) 必着

(3) 参加料 男子チーム 7千円 女子チーム 4千円 (大会当日、受付時に納入すること。)

10 選手及び指導者は次の事項を順守・了承すること

- (1) 大会前 1 ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
- (2) 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。(なお、至急、専門医(脳神経外科)の精査を受けること)
- (3) 大会中、脳震盪を受傷した者は、練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
- (4) 大会中、脳震盪を受傷した者の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。
- (5) 大会中の事故等については、各団体にて加入の保険の範囲内での適用になります。保障内容が不足と思われる場合は、別途保険に必ず加入して参加すること。
- (6) 大会出場中の映像・写真・記事・氏名・記録等のテレビ・ビデオ・新聞・雑誌・インターネット・広告等への掲載を了解すること。